

# 衆議院総務委員会ニュース

平成24.8.7 第180回国会第15号

8月7日(火) 第15回の委員会が開かれました。

- 1 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第60号)
  - ・逢坂誠二君外5名(民主、自民、生活、公明)提出の修正案について、提出者橘慶一郎君(自民)から趣旨説明を聴取しました。
  - ・原案及び修正案について、川端総務大臣、稲見総務大臣政務官、津田厚生労働大臣政務官及び政府参考人並びに修正案提出者逢坂誠二君(民主)、皆吉稲生君(民主)、石田真敏君(自民)、橘慶一郎君(自民)及び稲津久君(公明)に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
  - ・原案及び修正案に対し、塩川鉄也君(共産)、重野安正君(社民)が討論を行いました。
  - ・修正案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。  
(賛成 - 民主、自民、生活、公明、みんな 反対 - 共産、社民)
  - ・修正部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。  
(賛成 - 民主、自民、生活、公明、みんな 反対 - 共産、社民)
  - ・皆吉稲生君外3名(民主、自民、生活、公明)から提出された附帯決議案について、皆吉稲生君(民主)から趣旨説明を聴取しました。
  - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。  
(賛成 - 民主、自民、生活、公明、みんな 反対 - 共産、社民)

(質疑者及び主な質疑内容)

## 笠原 多見子君(民主)

- ・地方自治法の一部を改正する法律案(以下「改正案」という。)において、議長は議会の招集権が、議長等から臨時会の招集請求があったにもかかわらず議長が招集しないときに限定されているのはなぜか、大臣に伺いたい。
- ・一部事務組合からの脱退手続の簡素化については慎重な対応が必要であり、安易な脱退を助長させない手立てが必要であると考えているが、大臣の見解を伺いたい。
- ・修正案は、いわゆる百条調査を行うため関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる場合を、特に必要があると認めるときに限るものすることとしているが、特に必要があると認めるときとはどのような場合を指すのか、修正案提出者に伺いたい。

## 福嶋 健一郎君(生活)

- ・改正案は総務省の地方行財政検討会議と第30次地方制度調査会における議論を経て提出されているが、これら2つの会議体の役割分担とこれらを経ることが必要であった理由を大臣に伺いたい。
- ・改正案の閣議決定を行う前に、国と地方の協議の場の議題として地方の意見を聞かなかつた理由を大臣に伺いたい。

## 西 博 義君(公明)

- ・地方自治法の抜本改正を目的としているにもかかわらず全体像を示さないままに部分的に重要な制度改正を進めているとの地方からの批判があることを踏まえ、全体像を示さずに部分的な改正を先行させる理由を大臣に伺いたい。
- ・地方公共団体の自立性を高める観点から、地方自治法を大綱化し、詳細な規定は条例で規定すべきであると考えているが、大臣の見解を伺いたい。
- ・違法再議に係る争訟制度における審査申立前置制度を廃止すべきとの全国都道府県議会議長会からの提言についての大臣の考え方と、引き続き都道府県や国の関与が必要であるとする場合にも、裁定ではなく、調停又は仲裁等の緩やかな手続を用いることができないのかということについて、大臣の見解を伺いたい。
- ・地方議会議員の役割・責務等を明確化することによって、政務活動費その他の議員活動の性格・役割等が明確になると思うが、地方議会議員の位置付けを法定化することについて、大臣の見解を伺いたい。

## 柿澤末途君(みんな)

- ・政務調査費を政務活動費と名称を変更し、その用途を議員の調査研究に加えその他の活動に要する経費にも充てられることとする修正案は、これまでの不適切な使用を是認するものであると言われかねない部分があると考えますが、このような疑念をどのように払拭するのか、修正案提出者の見解を伺いたい。
- ・政務活動費とした場合、これを個人の政治団体、政党に移し替えて使用できるようにすることにより事実上用途を外すなど、条例で決めれば何をやってもよいのか、修正案提出者の見解を伺いたい。
- ・地方議員報酬の高額化が進んだ理由を大臣に伺いたい。

## 塩川鉄也君(共産)

- ・首長が議場へ出席できない正当な理由については、従来は議会運営委員会等において議会側がその是非を判断していたにもかかわらず、改正により首長側が判断することになるのではないかと、大臣の見解を伺いたい。
- ・地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案に対する参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会の附帯決議においては、「自治事務に対する是正の要求については、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、当該事務の処理が明らかに公益を侵害しており、かつ、地方公共団体が自らこれを是正せず、その結果、当該地方公共団体の運営が混乱・停滞し、著しい支障が生じている場合など、限定的・抑制的にこれを発動すること。」とされているが、今

回の国等による違法確認訴訟制度創設の契機とされている住民基本台帳ネットワークシステムへの不接続問題は、この附帯決議における「地方公共団体の運営が混乱・停滞し、著しい支障が生じている場合」に該当するのか、大臣に伺いたい。

- ・修正案による「百条調査」の改正は議会の調査権を制限することとなる懸念があることを踏まえ、このような改正を今回行う必要があるとする具体的問題として何があるのか、修正案提出者に伺いたい。

## 重野安正君(社民)

- ・長等の議場への出席義務の解除に係る「正当な理由」の想定事例、長等の届出を議会側が認めないことが可能か否か及び通年会期方式を導入しない議会にも長等の議場への出席義務の解除規定を適用することとした理由について、大臣の見解を伺いたい。
- ・国等による違法確認訴訟制度を創設することとした理由を大臣に伺いたい。
- ・専決処分について議会が承認しなかった場合に長が講ずべき措置については、その具体的内容を法律上明確に規定すべきであると考えますが、大臣の見解を伺いたい。

### 2 大都市地域における特別区の設置に関する法律案(逢坂誠二君外8名提出、衆法第28号)

- ・提出者逢坂誠二君(民主)、山花郁夫君(民主)、松浪健太君(自民)、坂本哲志君(自民)、福嶋健一郎君(生活)及び佐藤茂樹君(公明)並びに川端総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・塩川鉄也君(共産)、重野安正君(社民)が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
(賛成 - 民主、自民、生活、公明、みんな 反対 - 共産、社民)

(質疑者及び主な質疑内容)

## 野田国義君(民主)

- ・大都市地域における特別区の設置に関する法律案(以下「本法案」という。)の成立後、大阪市が廃止され、特別区が設置されることにより、大阪府に大きな権限が集中することになることをどのように考えるのか、提出者の見解を伺いたい。
- ・本法案が特別区の設置について人口200万以上という要件を課した根拠を提出者に伺いたい。

## 西野あきら君(自民)

- ・本法案が成立した場合、二重行政の解消にどのような役割を果たすのか、また、地域住民にどのようなメリットがあるのか、提出者の見解を伺いたい。
- ・既に特別区が設置されている道府県の区域内において、当該特別区に隣接する市町村が区域を分割せず特別区になる場合には住民投票が不要とされ、区域を分割して特別区となる場合には、住民投票が必要とされている理由は何か、提出者に伺いたい。

### 齋藤 やすのり君（生活）

- ・本法案が成立し「大阪都」構想が後押しされることによって、市民生活が向上するのか、また、メリットは何か、提出者に伺いたい。
- ・大阪市を8特別区に分割した場合、議会コストや福祉コストなど、総コストが増加してしまうのではないかと、提出者の見解を伺いたい。

### 西 博 義君（公明）

- ・都の特別区に関する規定は地方自治法に定められているにもかかわらず、今回、地方自治法の改正法案ではなく、新規立法として本法案を提出した理由を提出者に伺いたい。
- ・地方自治法の特別区に関する規定にはない住民投票、特別区設置協議会の設置、事務の分担等の意見の申出に係る措置に関する各規定を本法案に盛り込んだ理由を提出者に伺いたい。

### 塩 川 鉄 也君（共産）

- ・特別区の設置手順のみを定める本法案が大都市問題に係る地方からの様々な要望やニーズに応えることにつながるのか、大臣の見解を伺いたい。
- ・本法案は、二重行政の排除というスローガンの下で、基礎自治体の権限と財源を広域自治体に吸い上げて大型開発を推進するため、特別区制度を活用するということにならないのか、提出者の見解を伺いたい。

### 重 野 安 正君（社民）

- ・現在第30次地方制度調査会において大都市制度の在り方について議論が行われているさ中に、本法案を提出するに至った理由を提出者に伺いたい。
- ・本法案により普通地方公共団体の住民が権能が制限された特別区の住人になることは地方自治の本旨に合致したものなのか、提出者及び大臣の見解を伺いたい。

### 柿 澤 末 途君（みんな）

- ・大阪府に特別区を設置した場合、地方自治法上の都と位置付けるべきではないのか、総務省の見解を伺いたい。
- ・地方自治法上に規定されている都区協議会についても、本法案による事務の分担等に関する意見の申出とこれに対する国の応答義務の法定化に倣った改正を行うことが必要であり、望ましいと考えるが、大臣の見解を伺いたい。